

ケーススタディ⑥ 秋田県大館市・岐阜県恵那市における探索等の取組状況

令和4年1月

森林経営管理制度に措置された特例制度の概要

原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意

経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

計画作成
(森林所有者の同意を徴収)

計画公告

権利設定

申出

	森林所有者
	市町村
	都道府県

共有者不明森林の特例

- 森林所有者の一部が不明
- 知っている全員が計画作成に同意

探索

公告

同意みなし

異議の申出

〔公告から6月以内に申出がなければ、
同意みなし〕

所有者不明森林の特例

- 森林所有者全員が不明

探索

公告

裁定

同意みなし

申出

〔公告から6月以内に申出がなければ、
その後4月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請〕

登記簿上の森林所有者
の相続人(原則として配
偶者と子)まで可

- 登記事項証明書
- 戸籍謄本
- 住民票など

確知所有者不同意森林の特例

- 森林所有者の一部又は全員が不同意
- ※不明所有者がいる場合は特例を併用

勧告

通知

裁定

同意みなし

不同意

意見書の提出

〔勧告から2月以内に同意がなければ、
勧告から6月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請〕

不明所有者あり

【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - ・ 共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・ 所有者不明森林
確知所有者不同意森林
→ 計画公告から5年以降に
取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
または、
 - ② やむを得ない事情かつ
民間事業者に対し損失
の補償を行った場合に
取消申出可

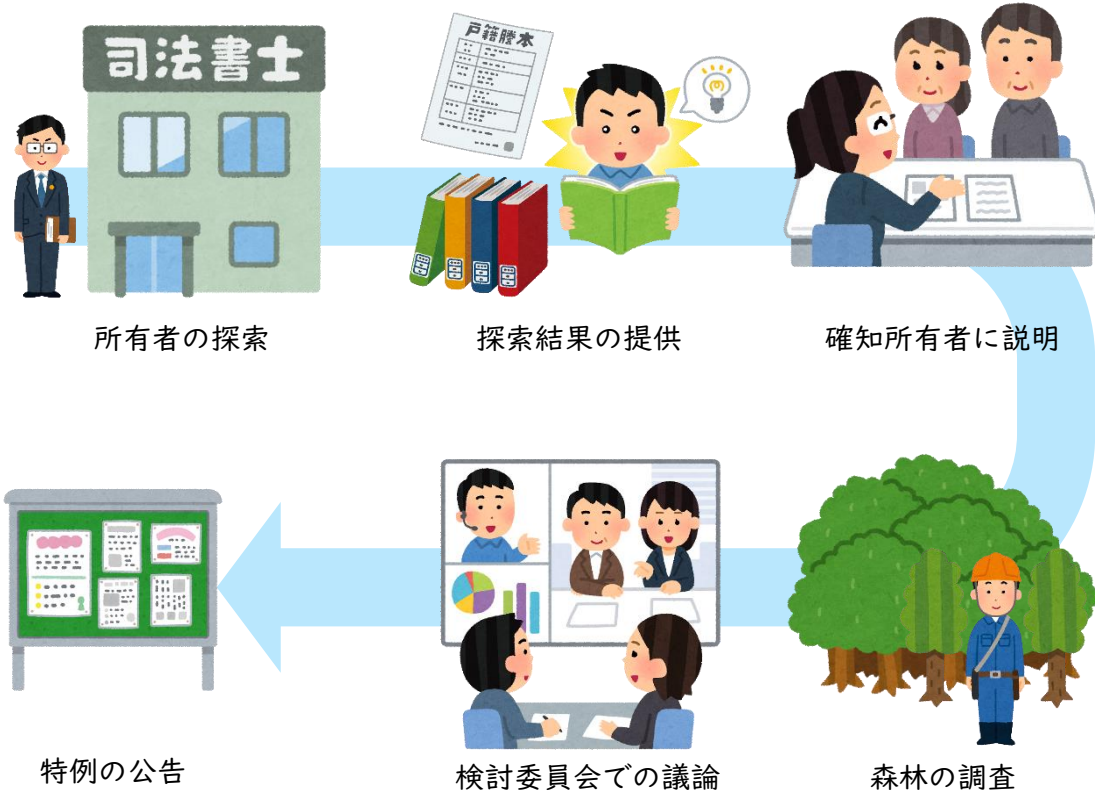
事業の概要

【事業の目的】

- ① 司法書士等の専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

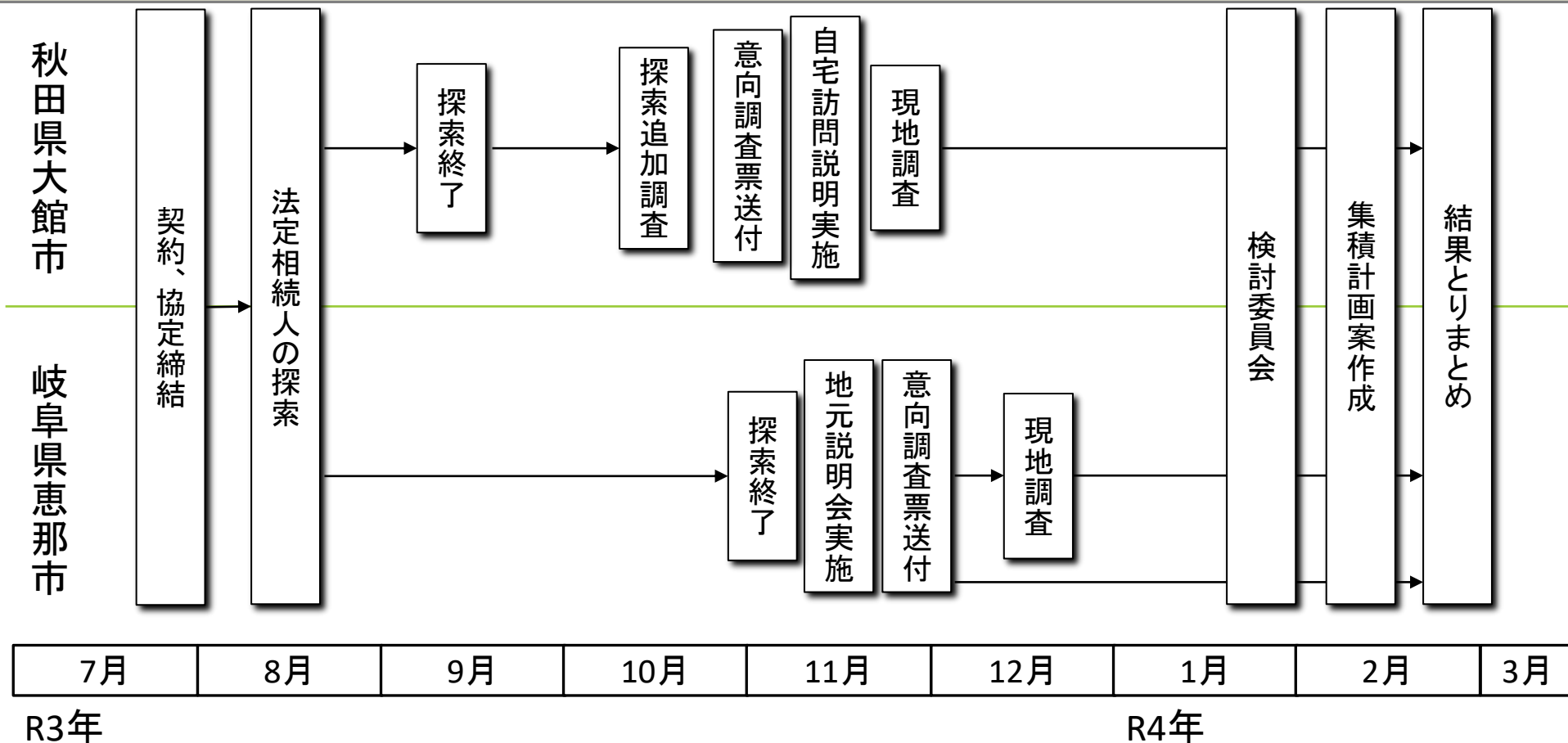
【事業の概要】

- 探索等実施者
株式会社四門（航測会社と連携）
司法書士（こすもす司法書士法人）
- 対象地域
秋田県大館市、岐阜県恵那市
各5～10筆を選定
- 事業期間
令和3年7月～令和4年3月



所有者探索等工程調査事業の流れ

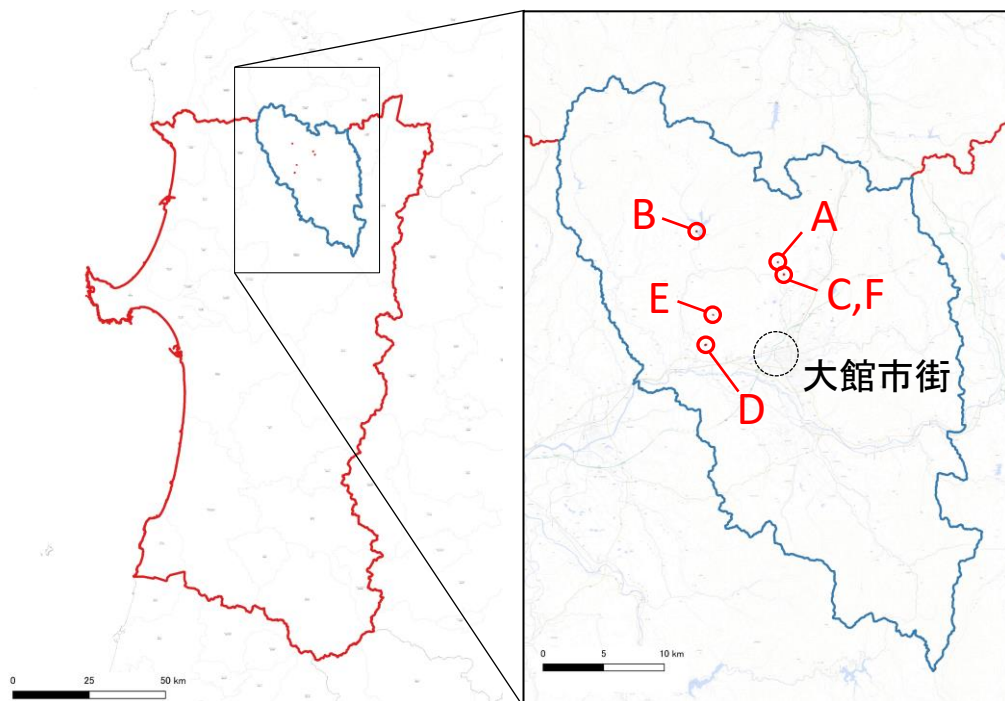
- 令和3年8月から探索作業を開始。探索開始に当たっては、市、(株)四門、司法書士の三者で協定を締結。探索は司法書士、意向調査は(株)四門が実施する等、役割や情報の取扱い等を明確化。
- 令和3年11～12月にかけて現地調査等を実施ししており、現在、意向調査票を回収中。



大館市の概要

- 秋田スギの主要産地である大館市には約7万haの森林があり、その3割（約2万2千ha）が私有林。このうち人工林は約1万2千haを占めており、伐採、利活用、再造林という資源循環が重要な課題となっている。
- 管内の私有林人工林について、20年間で一巡させる長期計画の下で、面的なまとまりを意識した意向調査の実施や集積計画の策定を進め、林業経営の効率化を念頭に置いて本制度を運用している。

■ 大館市及び対象林分の位置



■ A～F（7筆）をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がないこと。
- 隣接する林分と併せて集積・集約化することで森林整備に結びつけることが期待されること。
- 明治時代の登記のままの場合や、共有者が複数存在する場合など様々なケースを取り上げられること。

以上により、工程調査の対象として計7筆を選定。

大館市の探索状況

- 対象地として林分A～Fの6か所7筆を選定。登記名義人は合計12名。
- 8/25に調査を開始、9/15に終了（10/8-21に追加調査）、探索に34日を要し、探索作業時間延べ9.5時間、15通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は約2万3千円。
- 探索の結果確知した法定相続人は1か所（B）で1名。意向調査により市への委託希望が示された。5か所は戸籍に該当がなく、除籍謄本の廃棄等が原因と考えられ、探索の継続は困難と判断。
- 1か所（F）については戸籍調査では判明しなかったが、偶然地元の自治会長の情報から相続人と思われる者が地元に戻ってきていることが判明。

	筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人	探索の結果	所有者の判明状況
A	1	352	明治21年相続	1名	戸籍該当なし※1	所有者全員不明
B	1	1,546	昭和34年贈与	1名	相続人判明(1名生存)	戸籍調査により判明
C	1	2,214	(不明)	7名	戸籍該当なし※2	所有者全員不明
D	2	989	昭和37年売買	1名	戸籍該当なし※3	所有者全員不明
E	1	171	明治40年売買	1名	戸籍該当なし※1	所有者全員不明
F	1	3,036	平成2年相続	1名	戸籍該当なし※3 →判明により対象外	その後偶然、相続人と思われる者が 地元に住んでいることが判明

※1 除籍謄本が廃棄されたと思われる。
 ※2 閉鎖登記簿の住所欄が空白で、土地の所在を本籍地として戸籍請求するも該当者なし。
 ※3 住所地と本籍地が一致していなかったと思われる。

大館市A地区の現地の状況



- 近隣に住家はないが、神社がある。
- 所有者は全員不明。
- 市としては周辺の森林と一体的な整備を期待。

	A地区
林齢	95年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	451m ³ /ha
密度	625本/ha
地質	デイサイト・流紋岩(新生代)

大館市B地区の現地の状況



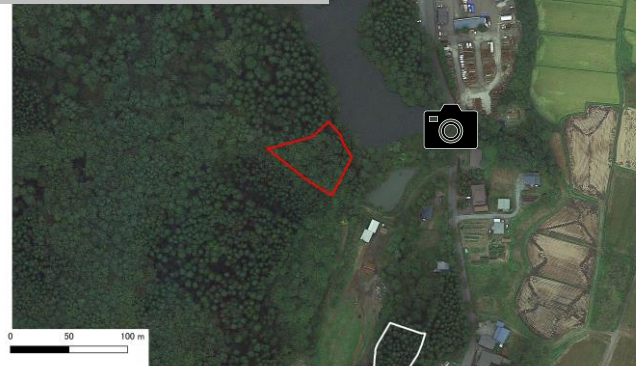
- 近隣に住家はない。山瀬ダムの近隣に位置している。
- 所有者が判明し、市への委託を希望。
- 市としては周辺の森林と一体的な整備を期待。

	B地区
林齢	47年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	670m ³ /ha
密度	1,040本/ha
地質	火山岩岩屑 なだれ堆積物 (新生代)

大館市C地区の現地の状況



対象林分
 配分計画策定済林分



	C地区
林齢	63年生
樹種	スギ、マツ
蓄積	295 m ³ /ha
密度	1,209本/ha
地質	玄武岩 (新生代)

- 十瀬野墓地の池に面している。
- 所有者全員が不明。
- 同じ林班では経営管理実施権配分計画が作成されている。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。

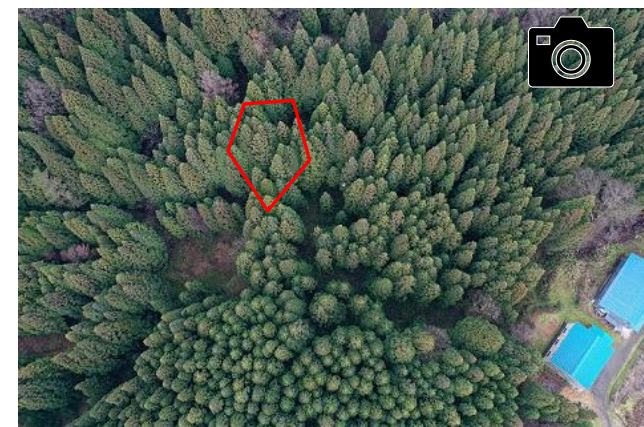
大館市D地区の現地の状況



	D地区
林齢	57年生
樹種	スギ
蓄積	456m ³ /ha
密度	1,756本/ha
地質	デイサイト・流紋岩 (新生代)

- 所有者全員が不明。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。
- 近隣の林班で配分計画を作成予定。

大館市E地区の現地の状況



- 令和3年に地域森林計画の対象となった。
- 所有者全員が不明。
- 市としては同じ林班の森林とともに集約化を期待。

	E地区
林齢	63年生
樹種	スギ
蓄積	1,296m ³ /ha
密度	1,200本/ha
地質	玄武岩 (新生代)

大館市が行いたい経営管理の内容

- 林業経営者への再委託を前提として進めつつ、再委託できない場合は市森林経営管理事業を行う。
- 林業経営者が行う作業は主伐・再造林を想定。市が行う作業は間伐を2回実施する想定。
- 周辺の林分についても、併せて集積・集約化を今後行っていく方針。

■ 周囲で定める予定の経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	間伐を2回実施、複層林化を図る 年2回以上の巡視
費用負担	市が全額負担
利益還元	収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ



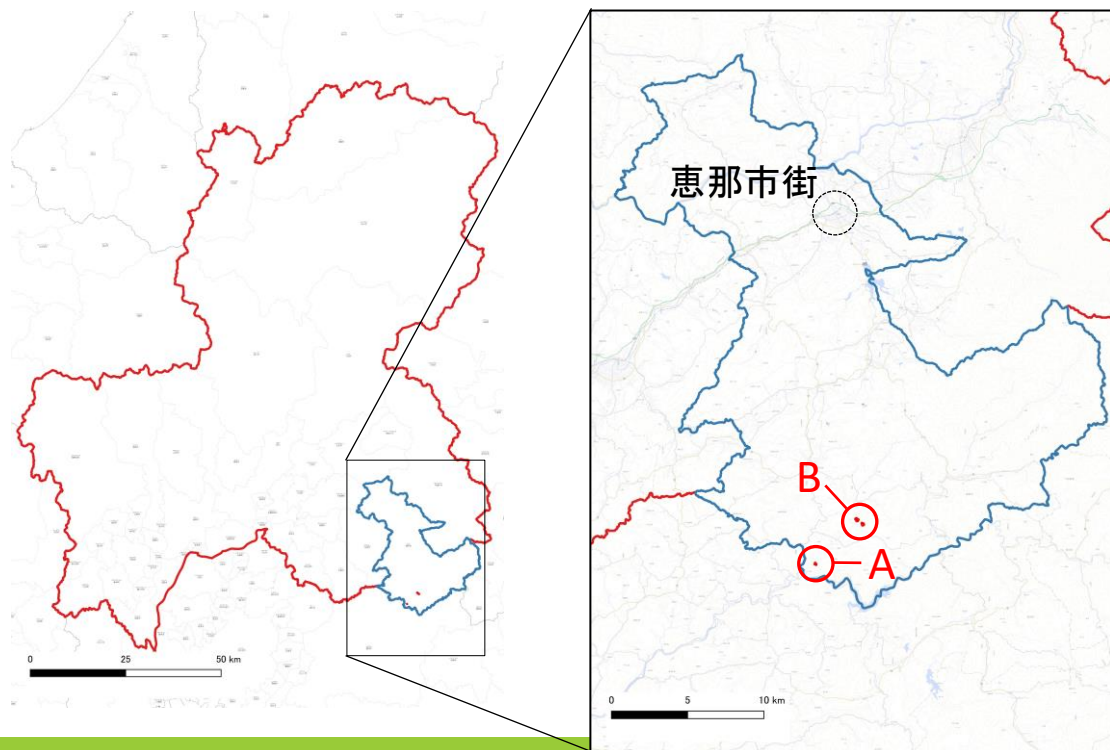
■ 所有者不明森林で想定される経営管理権の内容

再委託する場合	再委託しない場合
20年間	20年間
林業事業体への再委託 主伐・再造林	間伐を2回実施、複層林化を図る 年2回以上の巡視
事業体が負担	市が全額負担
収益が上がれば所有者へ利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

恵那市の概要

- 恵那市には、約3万8千haの森林があり、そのうち約1万9千haが私有林人工林。このうち約1万haが森林経営計画が未策定かつ過去10年間の間伐の施業履歴がないなど、森林の整備・保全を進めることが重要な課題となっている。
- 市では、管内の私有林人工林を4段階に分類した上で、まず第1段階に分類した国土調査済で山地災害危険地区かつ土砂災害特別警戒区域の対象森林から優先して森林経営管理制度を活用した市による保育間伐に取り組んでいる。

■ 恵那市及び対象林分の位置



■ 対象筆をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、過去10年間、間伐の施業履歴がないこと。
- ほぼ全域が傾斜30度以上で、経営管理が行われなければ山地災害の危険性がある状況であること。
- 共有者が多く、探索に要する労力が未知数であること。

以上により、工程調査の対象として設定。

恵那市の探索状況

- 対象地として林分A, Bの2か所7筆を選定。登記名義人は合計30名。
- 8/25に調査を開始、11/10に終了（一部第3世代で終了）、探索に78日を要し、探索作業時間延べ約169時間、805通の戸籍謄本等を取得。探索に要した手数料等は、約61万円。半分以上の所有者については相続登記されていない状況であった。
- 探索の結果448名※1を確知し、うち生存者（法定相続人等）は235名※1。一部の共有者については、第3世代の探索まででは全員が判明せず、探索を終了。その後、地元説明会を開催し、整備の意向が示されたため、意向調査を実施。なお、Bについては、説明会の場で、各地番に「管理者」が設定されていることが判明。

	筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人	第1世代探索結果	第2世代探索結果※1	第3世代探索結果※1	探索結果合計※1	備考
A	1	10,787	大正2年登記	10名 (4名)	11名 (2名)	37名 (13名)	66名※2 (48名)	124名 (67名)	戸籍調査により判明
B	6	24,493	大正2年登記	20名 (7名)	25名 (1名)	97名 (30名)	182名※2 (130名)	324名 (168名)	説明会の場で、管理者の存在が判明(左下図参照)

() は生存者の内数

※1 延べ人数

※2 このうち14名については更に相続が発生しているが、地元での聞き取り等で相続人が判明する可能性が出てきたため、戸籍調査は一旦打ち切り。

○Bの所有・管理の状況
・各地番を20名で共有

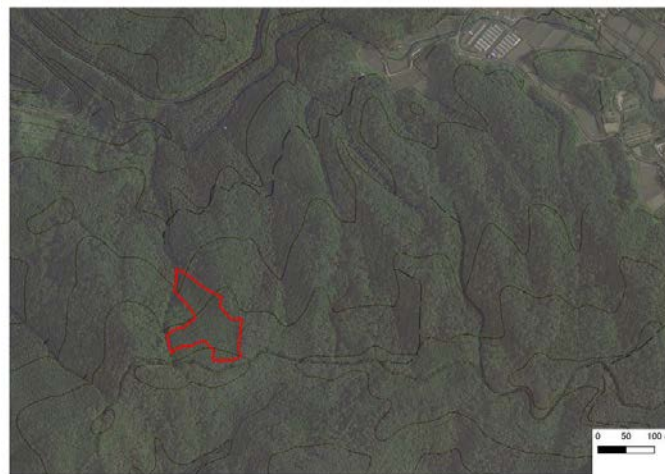
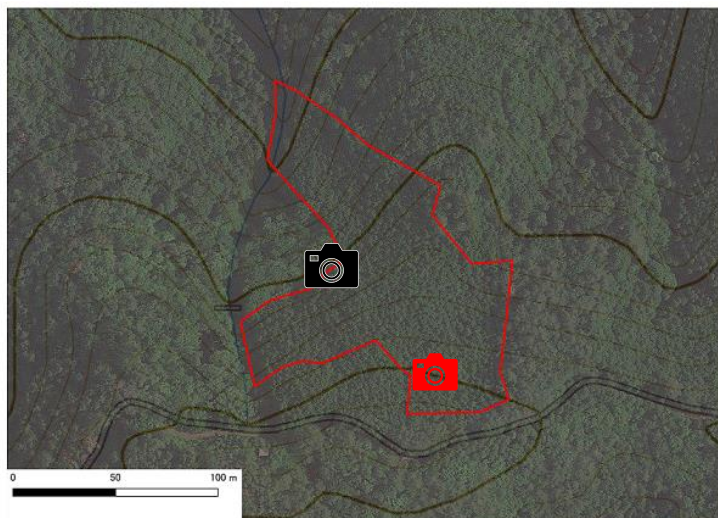
B-1 20名	B-2 20名	B-3 20名
B-4 20名	B-5 20名	B-6 20名



・地番毎に管理者が設定(法定相続人でない者も含まれる)

B-1 Oさん	B-2 Pさん	B-3 Qさん
B-4 Rさん	B-5 Sさん	B-6 Tさん

恵那市A地区の現地の状況

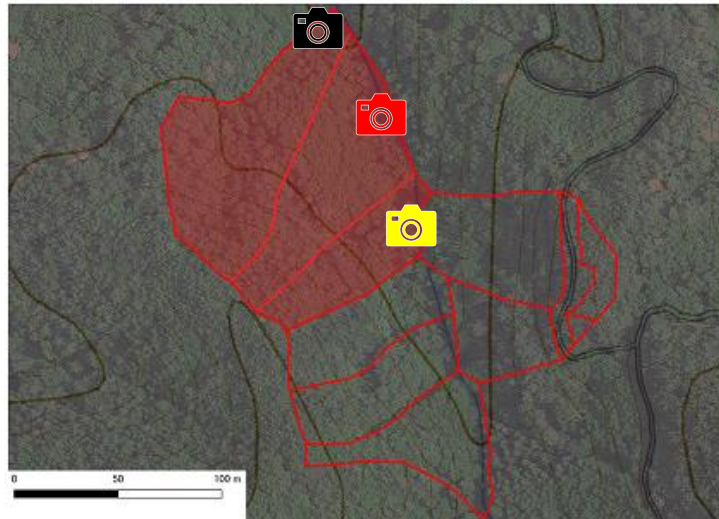
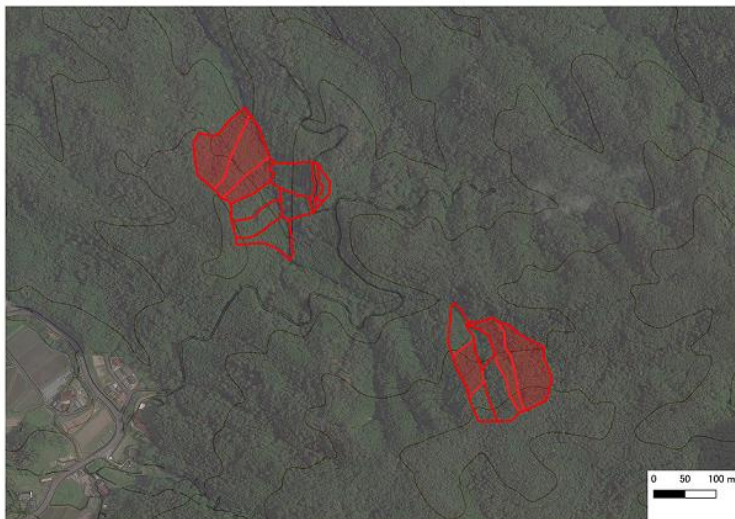


- 傾斜30度以上の箇所が多い。
- 集落からは直線距離で600mほど離れた箇所。
- 少なくとも66名の共有状態で、一部の共有者は判明。
- 市としては早期に切り捨て間伐を行いたい。



	A地区(共通)
林齢	60～80年生
樹種	ヒノキ、アカマツ、広葉樹
地質	花崗岩、塊状(中生代)

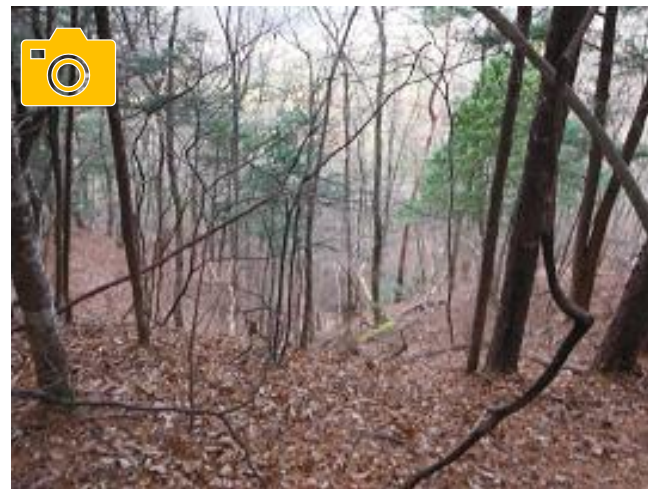
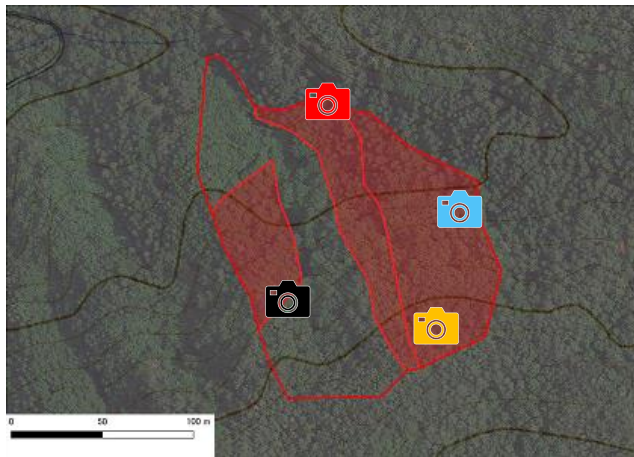
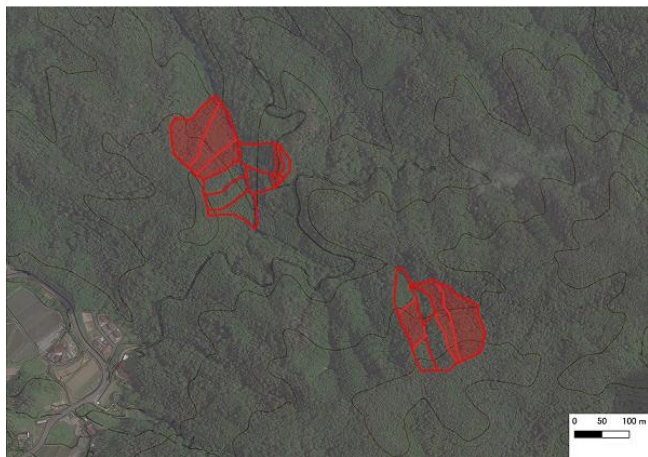
恵那市B地区（北側）の現地の状況



B地区（共通）	
林齢	50～80年生
樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、広葉樹
地質	花崗岩、塊状（中生代）

- 傾斜30度以上の箇所が多い。
- 集落からは直線距離で200～400mほど離れた箇所。
- それぞれの地番に「管理者」が設定されている。
- 市としては早期に切り捨て間伐を行いたい。

恵那市B地区（南側）の現地の状況



恵那市が行いたい経営管理の内容

- 周囲の林分についても併せて同意を取り、一体的に切り捨て間伐を行う。
- 材の搬出は行わないため、収益は発生しない。
- なお、現地の所有の状況、地元住民が速やかな間伐を望んでいることから、県の既存事業を活用して地元事業者による切り捨て間伐を進める方針。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要 (経営管理実施権を設定しない場合)

事項	内容
存続期間	10年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回実施、年1回の巡視
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で行う予定の事業の内容

内容

一

切り捨て間伐を実施

県事業を活用

収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 大館市の事例では除籍謄本の廃棄等の要因により、公的書類の確認では多数の所有者の所在が確認できなかった。最後の登記から60年～130年経過している土地であり、このまま放置しても、所有者が判明することは期待できない状況。特例を活用することに不安はないものと考えられるが、何か御意見があるか。
2. 大館市の林分は比較的緩やか（傾斜30度未満）な場所が多く、市は周囲の森林も必要に応じて探索・同意取得を行って一体的な森林整備を行いたいと考えている状況。再委託が可能な場合は、主伐・再造林も想定しているが、整備の方法、方向性について御意見はあるか。
3. 恵那市の事例では、登記簿上の所有者30名に対し、第3世代までの探索で235名、延べ約169時間を要した状況。現地の状況から整備の必要性はあると考えられるものの、自治体のマンパワーを考えると、このような共有者多数の森林を積極的に取り組んでいくことは難しい側面もある。このような森林への取組の優先順位が下がることもあると考えられるが御意見はあるか。
4. 恵那市の事例では、地元「管理者」が存在しており、実質的な森林管理の意思決定を行っている状況。このように森林所有者以外の者が介在している場合、森林経営管理制度では取扱うことは難しいため、その他の方法により整備を検討することが妥当と考えられるが、御意見はあるか。